

## 令和5年度葛飾区行政評価委員会 議事要旨

<b>会議名</b>	葛飾区行政評価委員会 第1回第二分科会
<b>開催日時</b>	令和5年7月7日（金曜日） 午後2時から4時まで
<b>開催場所</b>	葛飾区役所新館5階 庁議室
<b>出席者</b>	<b>【委員7人】</b> （出席）小松原会長、鈴木委員、折登委員、尾澤委員、上村委員、千田委員、白田委員 （欠席）大久保委員 <b>【区側12人】</b> 事務局（政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員4人） 健康づくり課（健康づくり課長、健康長寿推進担当係長、 栄養推進担当係長） 住環境整備課（住環境整備課長、企画管理係長、 企画管理係主事）

### 会議概要

#### 1 開会

（事務局より資料の確認）

#### 2 事務事業の概要説明、ヒアリング

（健康づくり課から「働く世代への総合的な健康づくり支援」及び「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」の概要について説明をした後、質疑応答、議論）

A 委員：「働く世代への総合的な健康づくり支援」と「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」は、健康づくり課の1つの係で実施しているのか。

健康づくり課：「働く世代への総合的な健康づくり支援」は栄養推進担当係で、「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」は健康長寿推進担当係で実施している。

A 委員：2つの事業で1つのスマホアプリを使っているとのことであるが、予算及び決算状況ではどのように計上しているのか。

健康づくり課：参加者数で按分をして計上している。

A 委員：委託料に計上されている一部がスマホアプリの経費ということか。

健康づくり課：そのとおりである。

A 委員：各事業の参加人数割合が変動すれば、決算額も同様に変動するとの理解で間違いないか。

健康づくり課：そのとおりである。

A 委員：「働く世代への総合的な健康づくり支援」の令和3年度及び令和4年度の参加人数について、それぞれ当初の予定人数を伺いたい。

健康づくり課：令和3年度は50人、令和4年度は100人が当初の予定人数である。令和2年度の当初予算においては、約1,000万円を計上しているが、令和2年度の予算編成時点においては、スマホアプリを使った事業のみを想定しておらず、委託業者が事業所へ出向き、健康教育をする、訪問指導のようなものを想定していた。

A 委員：令和3年度から事業の対象を一般区民まで広げた理由を伺いたい。

健康づくり課：一般区民向けについては、令和2年度以前から健康づくり事業としてハガキを使った健康マイレージ事業を実施していた。令和2年度に「働く世代への総合的な健康づくり支援」において、スマホアプリを使った事業を実施した経験を踏まえ、一般区民向けにも事業展開できるだろうと判断し、令和3年度から一般区民向けにもスマホアプリを使った事業に切り替えた。

A 委員：「働く世代への総合的な健康づくり支援」については、国庫支出金と都支出金が計上されているが、この内容を伺いたい。

健康づくり課：事業者への健康づくり事業に対し国や都から補助金が出るといったものである。

A 委員：「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」についても、都支出金が計上されているが、令和3年度からスマホアプリを使った事業に切り替えたころから、都から補助金が支出されるということでよいか。

健康づくり課：令和3年度の事業ではインセンティブがなかったため、都の補助対象とならなかった。令和4年度からインセンティブを導入したため、都の補助金として歳入予算に計上しているのは令和4年度からである。

資料の訂正である。「働く世代への総合的な健康づくり支援」の評価表の予算及び決算状況の項目で、令和2年度の執行額に記載漏れがあった。執行額は0円から4,856,500円に、総コストは7,800,000円から12,656,500円に、単位当たりコストは520,000円から843,767円に訂正する。

B 委員：「働く世代への総合的な健康づくり支援」において貸与される、ウェアラブル機器とは何か。

健康づくり課：時計のように身に着けて健康状態や活動を測る端末である。

B 委員：目的、趣旨及びこれらに対する活動は良いことだと思う。参加した事業所の反応は気になるところではあるが、事業を広く展開していくことは良いことだと思う。

「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」について、高齢者はスマートフォンの使用に苦慮していると感じる。令和5年度の参加予定者数は2,000人を目標にしているが、想定している参加者の主な年齢層を伺いたい。

健康づくり課：事業名は「高齢者の保健事業」となっているものの、成人されている区民の方にご参加いただく想定である。ご指摘のとおり、高齢者の参加者は少ない。

B 委員：高齢者は特に健康に関心が高い。一方で、スマートフォンは敬遠しがちであるため、このことを踏まえて高齢者の保健事業を考えていただきたい。

C 委員：ウェアラブル端末は事業所に貸与しているのか。

健康づくり課：そのとおりである。

C 委員：貸与したウェアラブル端末はすべて返却されているのか。

健康づくり課：すべて返却されている。

D 委員：事業が始まったのが令和3年度とのことであるため、行政評価をするには時期尚早だと思う。少なくとも3年は経過していないと適切な評価はできないと考えている。

事業については前向きに評価できる。アプリやAIの活用、インセンティブの付与は先進的な取り組みである。また、評価表を見るに、事業分析が適切になされている。もう少し経過を見ないと正確に評価はできないものの、今後の成果は十分に期待できる事業だと考える。健康寿命と寿命との差は大体8年から12年と聞く。その間の医療費の負担が大きくなるのが一般的である。この事業は、こうした課題の解消につながるものだと思う。事業が始まったばかりで参加者数が伸びないとの課題であるが、広報を強化し、また、スピード感をもって事業を進めてもらいたい。

都の補助金は事業規模に応じて交付されるという理解でよいか。

健康づくり課：「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」に係る都の補助金については、事業規模に応じるが、350万円の上限がある。令和5年度についても、同様である。

D 委員：都は広域自治体の姿勢として基礎的自治体の活動に対し積極的に補助金を交付するはずである。事業規模に応じた補助金が交付されるはずなので、確認をしてもらいたい。

E 委員：スマホアプリの委託料について、契約額は、人数によるものなのか、

システムの使用料として人数制限がないものなのか伺いたい。

健康づくり課：主にシステムの使用料によるものであり、一定規模の人数の目安はあるが、一人当たりいくらといった人数に応じて契約額が変わるものではない。

会 長：令和5年度の委託料は増えるのか伺いたい。

健康づくり課：「働く世代への総合的な健康づくり支援」と「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」の令和5年度のスマホアプリに係る委託料は、2事業合わせて約3,800万円である。

会 長：委託料が上がることで、単位当たりコストも上がることが想定される。

成果指標について、事業の成果がわかる指標を設定してもらいたい。

「高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】」の評価表において、「健康寿命の延伸や介護予防、医療費などの社会保障給付費の適正化に寄与する」と自己評価されるならば、その寄与の度合いを示す指標を設定すべきである。

「働く世代への総合的な健康づくり支援」の評価表においても、「従業員の活力を高め、組織の活性化をもたらし、生産性の向上につながる。生活習慣病の予防や重症化予防に寄与し健康寿命の延伸につながる。」と自己評価されるならば、その寄与の度合いを示す指標を設定すべきである。

事業の成果を分かりやすく図る指標を次回提示してほしい。

健康づくり課：成果指標の設定には苦慮している。医療費の変化や要介護者の割合の変化等を指標としてお示しできれば最良と考えてはいるが、これらの指標だと、区の活動がどれだけ成果指標に影響を与えたかを判断することは困難であり、引き続き、成果指標の設定については研究をしてまいりたい。

A 委員：事業者が「働く世代への総合的な健康づくり支援」に参加するメリットはあるのか。社員が健康でいることは良いことだと思うが、参加するほどのメリットがあるようには思えない。

参加者が少ないのは、事業者にメリットが伝わっていないためではないか。

健康づくり課：ご指摘のとおりだと認識している。事業者が「働く世代への総合的な健康づくり支援」に参加するメリットを感じてもらえるように、参加した事業者が融資を受けやすくなるなどの参加するメリットとなる仕組みを検討していきたいと考えている。こうした仕組みの構築には、産業観光部との連携が必要だと考えている。

A 委員：別の部署との連携は可能か。

健康づくり課：可能である。今年度について、既に産業観光部と連携し、商工会議所の紹介を受けて1つの事業所に参加いただくことができた。

(住環境整備課から「空家等対策」の概要について説明をした後、質疑応答、議論)

D 委員：行政代執行について、墨田区と中央区の状況を調べてみたが、どちらの区も代執行するのに積極的ではなかった。

まず、令和5年6月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について説明をいただきたい。

2つ目に、昨年度の葛飾区における行政代執行の件数を伺いたい。

3つ目に、今後、特定空家等が増加していった場合は、地域性を踏まえた条例を制定するのが良いと思うがどうか。

最後に、民間との協働について、実態を伺いたい。

住環境整備課：空家等対策の推進に関する特別措置法は令和5年6月に改正され、同年12月までに施行される予定である。改正の内容は、空家等活用促進区域に関すること、支援法人制度に関すること、特定空家等の未然防止に関すること、行政代執行の円滑化に関することが主だったものである。これから法の施行に合わせて国土交通省から示されるガイドラインを踏まえて今後の取組を検討したい。

2つ目の行政代執行の件数については、平成27年度に1件あるのみで、以降はない。所有者に対応してもらうのが基本であり、行政代執行は他にとれる手段がないときの最終的なものである。

3つ目の条例の制定については検討していたが、条例で定める予定であった規定が改正法において規定されている。そのため、これから示されるガイドラインを踏まえて今後の対応を検討したい。

最後に民間との協働については、既に実施しており、空家の所有者から売却の相談があった場合は、葛飾区と協定している団体を紹介している。

A 委員：現地調査委託の事業者はどのように選定しているのか。

また、特定空家等については、空家について区民に広報し、情報収集し、区内に存する空家等の管理状況を把握する件数を増やしていきたいのか、又は増やしたくないのか伺いたい。

住環境整備課：現地調査委託の事業者は入札により選定している。

特定空家等についても、空家等についても減らしていきたいと考えている。しかし、所有者が区ではないため、コントロールすることはできない。区として特定空家等や空家等を減らしていくためには、

所有者に対する誘導や適正管理への動機付けの取組が大切であると  
考えている。

今後、空家等は増えてくると予想されている。できる限り空家等を  
増やさない取組を実施していきたい。

A 委員：区取組の方向性としては、所有者が自身で空家等の課題を解決す  
るように広報等して誘導していくということによいか。

住環境整備課：そのとおり。

B 委員：分譲マンションの所有者が亡くなった場合で、相続人がいない場合  
はどうなるのか。

住環境整備課：マンションは空家等対策の推進に関する特別措置法の対象外となっ  
ており、まずはマンションの管理組合が対応することとなっている。

B 委員：資料3に記載の協議会等は常設の会議体なのか伺いたい。

住環境整備課：そのとおり。条例設置の協議会で、構成員は、区長、都市整備部を  
担任する副区長、地域団体等の推薦者、区議会議員、学識経験者、  
関係行政機関の職員である。

会 長：空家等のリノベーションや地域コミュニティの場としての利用など  
の利活用の実態について伺いたい。

住環境整備課：空家等をリノベーションして利活用がされた案件はあるが、区が直  
接関与したものではない。

集会所、子ども食堂などの地域コミュニティの場として需要がある  
ことは認識しているが、貸借するための準備が所有者の負担となっ  
ており供給がないのが現状である。利活用に関する区への相談は年  
1件程度である。

### 3 その他

事務局より事務連絡

### 4 閉会